

固定資産税(償却資産)の課税標準の特例対象資産届出書(船舶以外用)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> 年 月 日 北九州市長 宛 </p>	申請者	所有者の住所 [法人にあたっては 事業所の所在地]					※固定資産税課処理欄	
		所有者の氏名 又は名称 [法人にあたっては 法人の名称及び 代表者名]					特例規定	地方税法第349条の3第 項 地方税法附則第15条 項
下記の資産について、 固定資産税(償却資産)の 課税標準の特例該当資産 を届け出します。	特例対象資産の 所在地	北九州市 区				特例適用項目		
						特例率	/	
					適用期間	年度～ 年度		
					添付書類	有・無		
					特例の可否	可・否		
					担当者名			
種類	資産の名称	数量	取得年月日	取得価格	形式・能力及び仕様	備考		
			. .	円				
			. .	円				
			. .	円				

※記載上、特に留意すべき事項

- (1) 本届出書は地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定による固定資産税(償却資産)に対する課税標準の特例を届け出するためのものです。
- (2) 届出書は太枠内に必要事項を記入し、特例適用の該当資産ごとに添付資料及び償却資産申告書と併せて1月末日までに提出してください。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)の場合、経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定について(通知)」の写しなどを提出してください。
- (4) 届出に当たっては、設備(資産)が特例に該当することが分かる資料(許可書、認定書、届出書、契約書等の写し、パンフレット、仕様書、処理工程図等)を添付してください。
- (5) 特別償却を行っている設備にあつては、法人税申告書別表16の付表「特定設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を税務署に提出している場合は、その写しを添付してください。
- (6) 公害防止設備の場合、次の欄にも記入してください。(特定施設の名称の欄には、法令において公害の発生源として特に指定する施設の名称を記入してください。)

特 定 施 設 の 名 称	公害に関する法律	公害防止設備の処理対象物資	公害防止設備の処理方法	公害防止設備の処理能力

(7) この届出書の控えが必要な場合には、届出書を提出用、控え用を明記して、2部提出し、郵送の場合は返信用封筒に切手を添付のうえ、同封してください。